

## 学生アルバイトに関する基本方針

- 1 アルバイトについては、表1の基準を参考に他者との接触機会の多い業務など感染リスクの高いものは自粛し、それ以外のものも体調不良時には従事しないこととする。

なお、この方針により経済的困窮が生じる学生及びアルバイトの中止・変更の判断に迷う学生は危機管理委員会が相談に対応するので、事務局教務学生グループに連絡すること。

【表1 アルバイト先の感染リスク区分】

アルバイト先の環境	高リスク	中リスク	低リスク
酒の提供	有	無	無
飲食	有	有	無
マスクを外しての長時間の会話の場面	有	有	無
不特定多数の人との接触	有	有	無もしくは特定の人の接触のみ
例	スナック、バー、居酒屋 その他の飲酒やカラオケを伴う長時間滞在型の飲食店 大人数との長時間の接触を伴うイベント等	ファーストフード店 ファミリーレストラン ※特に接客業務	スーパー、コンビニ 家庭教師、塾講師 (但し、ソーシャルディスタンスの確保、換気等が実施されている場合)

※いずれのリスクにおいても自身のマスク着用・手洗い・手指消毒・健康管理、加えて、アルバイト先の感染対策が十分取られていることを前提とします。また、アルバイト先で勤務中のみならず、休憩時間や食事中の感染対策にも十分注意してください。

- 2 臨地実習期間中のアルバイトの判断は以下を基準とする。

【表2 臨地実習期間中の授業形態とアルバイト先のリスクとの関係】

授業形態	高リスク	中リスク	低リスク
臨地での実習	原則禁止	原則禁止	原則禁止
学内対面授業 (臨地実習代替を含む)	原則禁止	自粛を要請 やむを得ない場合は要相談	可
遠隔授業 (臨地実習代替を含む)	原則禁止	可	可

※原則禁止及び自粛を要請する期間は、該当する実習開始2週間前から終了まで。

※実習が連続する場合は、次の実習の授業形態に注意してください。

※1つの臨地実習科目の期間中に授業形態の種類が混在する場合は、厳しいほうの方針を適用します。

※授業形態の変更に伴う出席の可否については、各学科もしくは各科目の指示を受けてください。

令和3年10月22日

危機管理委員会